

オリックス株式会社
「(仮称)清陵風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和3年10月15日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)清陵風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、オリックス株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道伊達市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大189,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 7月29日
環境大臣意見受理	令和3年10月12日
経済産業大臣意見	令和3年10月15日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742(直通)

オリックス株式会社
「(仮称)清陵風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された支笏洞爺国立公園等が位置することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等に伴う水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川、沢筋からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法(明治30年法律第29号)に基づき指定された砂防指定地、「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)等が存在している。また、本事業は、当該区域の尾根沿いに最大45基の風力発電設備を設置するものであり、その約7割は樹林地に該当することが想定される。当該尾根付近は、風力発電設備等の設置の際に活用できる既設道路等が少ないことから、大規模な造成工事や道路工事に伴う土砂崩落及び土砂又は濁水の流出等に伴う河川・沢筋等の水質悪化による動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ調査、予測及び評価を行い、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、複数案の比較検討を通じて、既存道路の活用等により樹林地を含む土地の改変量を最小限に抑えるなど、動植物の生息・生育環境等への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されているほか、現在、生息は確認されていないものの、シマフクロウの生息適地が存在することから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類の主要

な渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたササ群落(Ⅱ)及び(Ⅳ)、トマツミズナラ群落等の植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在するほか、想定区域内では環境省レッドリストに基づく絶滅危惧ⅠB種であるチトセバイカモ、北海道レッドデータブックに基づく絶滅危惧種のリュウキンカ等を含む植物の主な生育環境である河川等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に関する影響

想定区域の東側には、自然公園法に基づき指定された支笏洞爺国立公園の第2種特別地域及び第3種特別地域並びに普通地域が近接して存在しており、主要な眺望点である「美笛峠」や、当該国立公園の利用施設計画に位置づけられている「支笏湖南湖畔線道路(車道)」、「白老線道路(車道)」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。